

## 盛岡広域成年後見センターの開設について

認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない方を支援する「成年後見制度」の利用促進を図るため、令和2年4月20日に盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町及び矢巾町の共同により、「盛岡広域成年後見センター」を開設いたします。

開設にあたり、開所式を開催しますので、取材につきまして、よろしくお願いたします。

### 記

#### 1 盛岡広域成年後見センター開所式

(1) 日 時 令和2年4月20日(月) 午前2時00分～

(2) 場 所 岩手教育会館 2階 多目的ホール(盛岡市大通一丁目1番16号)

(3) 内 容

- ・挨拶(盛岡市長、特定非営利活動法人成年後見センターもりおか理事長)
- ・祝辞(盛岡家庭裁判所長、岩手県盛岡広域振興局長)
- ・テープカット
- ・職員紹介

(4) その他

ア 開所式後に、センターの見学を予定しております。

イ 会場に駐車場がありませんので、公共交通機関でお越しいただくか、周辺の有料駐車場を御利用ください。

#### 2 盛岡広域成年後見センターの概要

(1) 設置主体

盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町の2市3町

※ 令和2年3月27日に2市3町で「盛岡広域成年後見センター設置運営事業等の実施に関する協定書」を締結しました。

(2) 設置方法

盛岡市が幹事市となり受託者と委託契約を締結し、設置

(3) 受託者

特定非営利活動法人成年後見センターもりおか 理事長 石橋 乙秀

(4) 設置場所

盛岡市大通一丁目1番16号 岩手教育会館2階

(5) 中核機関の名称

盛岡広域成年後見センター

(6) 業務内容

広報・啓発、相談対応、申立支援、市民後見人養成、後見人等活動支援、受任者調整及び関係機関等との連携調整等

(7) 人員体制等

社会福祉士のほか、成年後見制度に関する知識経験を有する者を4人以上配置する。

(8) 事業費

総事業費 24,300千円